

邑楽町 出産・子育て応援給付金

邑楽町は国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育て(妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期)まで一貫して子育て家庭に寄り添い、さまざまなニーズに即した支援につなぐ『伴走型相談支援』と『経済的支援』を一体として実施します。

このうち『経済的支援』を受けるためには、申請書による申請の他、アンケートへの回答(計3回)、面談(妊娠届出時と新生児訪問時の計2回)が必要です。

邑楽町は給付金の呼称を
“ギフト”に換えて
地域通貨“コハクペイ”
で支給します



人対人支援

① 伴走型相談支援

町保健センターの保健師による相談対応	母子健康手帳の交付、伴走型相談支援の説明、妊婦健診受診券の交付、子育て支援プランの作成、出産に関する情報提供、他	面談① (30分程度)
	妊娠8か月アンケートの中で、「面談を希望」する人には面談を行います。このアンケート用紙は、妊娠5か月頃の妊婦健診の受診歴を確認した上で郵送します(妊娠7か月頃)。	面談② (希望者)
	赤ちゃんの発育確認、子育て支援プランの確認、予防接種の説明、利用できるサービス(産後ケア、ファミサポなど)の案内、他	面談③ (60分程度)

妊娠期

①
妊娠届出

妊娠
7か月頃

②
妊娠8か月頃

出産

出生届出
子育て期

③
新生児訪問
(生後1~2か月頃)

経済的支援

② 出産・子育て応援給付金

① 出産応援ギフト (妊婦1人あたり5万円分)

【受給要件】 面談①の実施と 出産応援アンケートの提出
→「出産応援ギフト申請書」で申請する

妊娠8か月アンケートの提出

※ ②子育て応援ギフトの支給要件の一つ。

このアンケートの中で「面談を希望」した人には、後日、担当保健師から電話連絡します。日程調整をした上で「面談②」を行います。

② 子育て応援ギフト (子ども1人あたり5万円分)

【受給要件】 妊娠8か月アンケートの提出、
面談③の実施と 子育て応援アンケートの提出
→「子育て応援ギフト申請書」で申請する

引き続き、子育て家庭に寄り添う相談支援を行います。育児のことで気になることなどがあればご相談ください。 邑楽町保健センター ☎0276-88-5533